

福井県報

第 21 号
令和元年
7月16日(火)
火・金曜日 発行
1月1,890円郵送料共

目次

規則

※福井県行政組織規則の一部を改正する規則(一二・人事課)……………一

※福井県事務委任規則の一部を改正する規則(二三・同)……………一

※福井県園芸体験施設の設置および管理に関する条例の施行期日を定める規則(一四・園芸振興課)……………一

※福井県園芸体験施設の設置および管理に関する条例施行規則(一五・同)……………一

告示

○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定(一〇二・長寿福祉課)……………五

訓令

※福井県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令(一三・人事課)……………五

※福井県出先機関事務決裁規程の一部を改正する訓令(一四・同)……………五

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請(県民活躍課)……………六

○土地改良区の役員退任(丹南農林総合事務所)……………六

○土地改良区の役員の就任(同)……………六

規則

福井県行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年七月十六日
福井県知事 杉本 達治

福井県規則第十二号
福井県行政組織規則の一部を改正する規則
福井県知事 杉本 達治

福井県行政組織規則(昭和三十九年福井県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
第十六条の表(農地保全活用室)の項中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に関すること。

第百十六条の九第一項の表農村整備部の部計画管理課の項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に関すること。

第百十九条の七第二項の表園芸交流課の項を次のように改める。

一 園芸に関する体験および交流に関すること。
二 園芸体験施設の管理および運営に関すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第百十九条の七の改正規定は、令和元年七月二十日から施行する。

福井県事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年七月十六日
福井県知事 杉本 達治

福井県規則第十三号
福井県事務委任規則の一部を改正する規則
福井県知事 杉本 達治

福井県事務委任規則(昭和四十四年福井県規則第一号)の一部を次のように改正する。別表第二農業試験場長の部中第一項を削り、第二項を第一項とし、同部に次の一項を加える。

二 福井県園芸体験施設の設置および管理に関する条例(平成三十一年福井県条例第七号。以下この項中「条例」という。)の施行に関する事務

1 条例第四条の規定に基づき、施設等の使用の承認をすること。

2 条例第五条第二項ただし書の規定に基づき、使用料を還付すること。

3 条例第六条の規定に基づき、使用料の全部または一部を免除すること。

4 条例第七条第二項の規定に基づき、退場を命じ、または必要な措置をとること。

5 条例第八条第一項第五号の規定に基づき、物品等の販売、寄附金の募集、立て看板の掲示その他これらに類する行為を承認すること。

6 条例第八条第二項の規定に基づき、施設等の使用の承認を取り消すこと。

附則

この規則は、令和元年七月二十日から施行する。

福井県園芸体験施設の設置および管理に関する条例の施行期日を定める規則を公布する。
令和元年七月十六日
福井県知事 杉本 達治

福井県規則第十四号
福井県園芸体験施設の設置および管理に関する条例の施行期日を定める規則
福井県知事 杉本 達治

福井県園芸体験施設の設置および管理に関する条例(平成三十一年福井県条例第七号)の施行期日は、令和元年七月二十日とする。

福井県園芸体験施設の設置および管理に関する条例施行規則を公布する。
令和元年七月十六日
福井県知事 杉本 達治

福井県規則第十五号
福井県園芸体験施設の設置および管理に関する条例施行規則
(趣旨)

第一条 この規則は、福井県園芸体験施設の設置および管理に関する条例(平成三十一年福井県条例第七号。以下「条例」という。)

第九条の規定および福井県事務委任規則(昭和四十四年福井県規則第一号)第六

条の規定に基づき、福井県園芸体験施設(以下「園芸体験施設」という。)の管理および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用日および供用時間)
第二条 園芸体験施設の供用日および供用時間

間は、次のとおりとする。
一 供用日 一月四日から十二月二十八日

まで(月曜日(当該月曜日が国民の祝日

に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日に該当する場合は、その翌日）を除く。）

二 供用時間 午前九時三十分から午後五時まで（七月二十一日から八月三十一日まで）であつては、午前九時三十分から午後六時まで）

2 福井県農業試験場長（以下「場長」という。）は、必要があると認めるときは、前項の供用日または供用時間を変更することができる。

（使用の承認の手続）

第三条 条例第四条の規定により園芸体験施設の施設または設備（以下「施設等」という。）の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福井県園芸体験施設使用承認申請書（様式第一号）を場長に提出しなければならない。

2 場長は、条例第四条の規定により承認をしたときは、申請者に対し、福井県園芸体験施設使用承認書（様式第二号）を交付するものとする。

（使用料の還付）

第四条 条例第五条第二項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 災害その他不可抗力により施設等の使用ができなくなったとき。
- 二 その他場長がやむを得ない事由がある

2 使用料の還付を受けようとする者は、福井県園芸体験施設使用料還付申請書（様式第三号）を場長に提出しなければならない。

（使用料の免除）

第五条 条例第六条の規定により使用料を免除することができる場合およびその場合に

において免除することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 県、県内の市町または県内の小学校、中学校、高等学校もしくは特別支援学校が、条例第一条に規定する園芸体験施設の設置目的に沿った事業に使用する場合
使用料の全額
- 二 その他場長が特に必要があると認める場合
場長が必要と認める額

2 条例第六条の規定により使用料の免除を受けようとする者（以下「免除申請者」という。）は、福井県園芸体験施設使用料免除申請書（様式第四号）を場長に提出しなければならない。

3 場長は、条例第六条の規定による免除の承認をしたときは、免除申請者に対し、福井県園芸体験施設使用料免除承認書（様式第五号）を交付するものとする。

（施設等の損傷または滅失の届出）

第六条 園芸体験施設の展示物または施設等を損傷し、または滅失した者は、遅滞なくその旨を場長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（その他）

第七条 この規則で定めるもののほか、園芸体験施設の管理および運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年七月二十日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

福井県農業試験場長 様

年 月 日

申請者 住所

氏名

印

〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名〕
電話番号

福井県園芸体験施設使用承認申請書

福井県園芸体験施設の施設（設備）を使用したいので、福井県園芸体験施設の設置および管理に関する条例第4条の規定により、次のとおり申請します。

使用目的 (行事の名称等)	
使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用者数	人
使用室名	
使用設備名	
冷暖房設備の使用の有無	有
物品等の販売、寄附金の募集、立て看板の掲示等の有無	有 (内容:) 無
使用責任者	住所 氏名 電話番号
備考	

様式第2号 (第3条関係)

第 号
年 月 日

様

福井県農業試験場長

福井県園芸体験施設使用承認書

年 月 日付けで申請のありました福井県園芸体験施設の施設（設備）の使用
については、次のとおり承認します。

使用目的 (行事の名称等)	
使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用者数	人
使用室名	
使用設備名	
冷暖房設備の 使用の有無	有 ・ 無
使用料	円
備考	

様式第3号 (第4条関係)

年 月 日

福井県農業試験場長 様

申請者 住所

氏名

印

〔 法人にあっては、その主たる事務所
の所在地、名称および代表者の氏名 〕

電話番号

福井県園芸体験施設使用料還付申請書

使用料の還付を受けたいので、福井県園芸体験施設の設置および管理に関する条例第5
条第2項ただし書の規定により、次のとおり申請します。

使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用承認年月日 および承認番号	年 月 日付け 第 号
納付済使用料の額 および納付年月日	円 (年 月 日納付)
還付を受けようとする 額	円
還付を受けようとする 理由	
備考	

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

福井県農業試験場長 様

申請者 住所

氏名

印

〔法人にあっては、その主たる事務所
の所在地、名称および代表者の氏名〕

電話番号

福井県園芸体験施設使用料免除申請書

使用料の全部(一部)の免除を受けたいので、福井県園芸体験施設の設置および管理に関する条例第6条の規定により、次のとおり申請します。

使用目的 (行事の名称等)	
使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用室名	
使用設備名	
免除を受けようとする額	円
免除を受けようとする理由	
備考	

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

福井県農業試験場長

福井県園芸体験施設使用料免除承認書

年 月 日付けで申請のありました福井県園芸体験施設の使用料の免除については、福井県園芸体験施設の設置および管理に関する条例第6条の規定により承認します。

使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用承認年月日 および承認番号	年 月 日付け 第 号
免除する額	円
備考	

告示

福井県告示第102号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和元年7月16日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称
たんぼぼびサービスセンター
- 2 事業所の所在地
大野市嫩掛第2号16番
- 3 事業者の名称
たんぼぼ訪問看護ステーション株式会社
- 4 指定年月日
令和元年7月10日
- 5 サービスの種類
通所介護
- 6 介護保険事業所番号
1860590056

訓令

福井県訓令第13号

庁中一般

各出先機関

労働委員会事務局

福井県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年7月16日

福井県知事 杉本 達治

福井県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

福井県職員被服等貸与規程（昭和46年福井県訓令第4号）の一部を次のように改正す

る。
別表農業試験場の部病害虫防除業務に従事する職員の項の次に次のように加える。

園芸体験指導業務に従事する職員	白衣	作業衣	上下	1
	夏作業衣	上下	1	
	1	1	1	3

附 則

この訓令は、令和元年7月20日から施行する。

福井県訓令第14号

各出先機関

福井県出先機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年7月16日

福井県知事 杉本 達治

福井県出先機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

福井県出先機関事務決裁規程（昭和50年福井県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1農林総合事務所および嶺南振興局の部中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10	農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 農業用ため池の設置、変更および廃止の届出の受理にすること（法第4条第1項・第2項）。	(2) 農業用ため池の所有者等に対する勧告にすること（法第6条）。	(3) 特定農業用ため池の指定および解除にすること（法第7条）。	(4) 特定農業用ため池の保全に影響を
----	---	--	-----------------------------------	----------------------------------	---------------------

及ぼすおそれのある行為の許可および協議にすること（法第8条）。

(5) 特定農業用ため池の防災工事に関する計画の届出の受理にすること（法第9条第1項・第3項）。

(6) 特定農業用ため池の防災工事に関する計画の変更命令にすること（法第9条第2項）。

(7) 特定農業用ため池の所有者等に対する防災工事の施行命令に関すること（法第10条）。

(8) 防災工事の代執行、公告および費用徴収にすること（法第11条）。

(9) 特定農業用ため池の施設管理権の設定に関する裁定申請書の受理および公告等に関すること（法第13条第1項、第14条第1項）。

(10) 特定農業用ため池の施設管理権の設定の裁定および公告等に関すること（法第15条第1項、第16条第1項）。

(11) 特定農業用ため池の施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請書の受理および公告等に関すること（法第17条第1項・第2項）。

(12) 特定農業用ため池の施設管理権の存続期間延長の裁定および公告等に関すること（法第17条第3項・第4項）。

(13) 農業用ため池の所有者等に対する報告徴収および立入調査等に関すること（法第18条第1項）。

(14) 他人の占有する土地への立入りに関すること（法第18条第2項）。

(15) 立入りによつて損失を受けた者に対する補償に関すること（法第18

条第7項)。
 (16) 既存農業用ため池の届出の受理に
 関すること(法附則第2条第1項・
 第2項)。
 (17) 既存農業用ため池の届出に係る催
 告および市町からの通知の受理に関
 すること(法附則第2条第3項・第
 4項)。

附 則

この訓令は、令和元年7月16日から施行
する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第
7号。以下「法」という。)第25条第3項
の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款
の変更認証の申請があつたので、同条第5項
の規定において準用する法第10条第2項の
規定により、次のとおり公告し、関係書類を
縦覧に供する。

令和元年7月16日

福井県知事 杉本 達治

1 申請のあつた年月日

令和元年7月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人ねこやなぎ倶楽部

(2) 代表者の氏名

吉田 幸夫

(3) 主たる事務所の所在地

福井県三方上中郡若狭町島の内第4号

7番3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者・見の生活支援
や就労支援に関する事業を行い、福祉サ

ービスを通じて、障がい者・見の自立と
社会参加の促進を図ると共に障害福祉の
充実や地域福祉の向上に寄与することを
目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間

令和元年7月5日から令和元年8月4
日まで

(2) 縦覧に供する場所

福井県地域戦略部県民活躍課ふくい県
民活動・ボランティアセンター内

鯖江八ヶ用水土地改良区から、土地改良法
(昭和24年法律第195号)第18条第1
7項の規定により、次の者が令和元年6月1
5日に役員を退任した旨の届出があつたので
、同条第18項の規定により公告する。

令和元年7月16日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 田中 涼一 鯖江市舟津町3-1-12

〃 三原 重一 鯖江市舟津町4-6-25

〃 田中 清隆 鯖江市舟津町4-7-11

〃 岡田 修 鯖江市舟津町5-3-6

〃 斎藤 卓雄 鯖江市五郎丸町11-1

〃 斎藤 修一 鯖江市五郎丸町11-24

〃 窪田善一郎 鯖江市定次町13-17

〃 加藤 忠義 鯖江市柳町1-1-12

〃 片山 裕一 鯖江市柳町1-9-1

〃 吉村吉左エ門 鯖江市上河端町16-18

〃 野形 康治 鯖江市長泉寺町1-2-21

〃 山本 進 鯖江市水落町2-4-5

〃 佐々木興志實 鯖江市水落町4-3-43

監 事 三原 嘉盛 鯖江市舟津町4-14-8

〃 齋藤 道夫 鯖江市五郎丸町12-34

〃 熊野 高士 鯖江市上河端町48-1

鯖江八ヶ用水土地改良区から、土地改良法
(昭和24年法律第195号)第18条第1
7項の規定により、次の者が令和元年6月1
6日に役員に就任した旨の届出があつたので
、同条第18項の規定により公告する。

令和元年7月16日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 三原 重一 鯖江市舟津町4-6-25

〃 田中 清隆 鯖江市舟津町4-7-11

〃 三原 嘉盛 鯖江市舟津町4-14-8

〃 竹内 徹 鯖江市舟津町5-4-21

〃 齋藤 修一 鯖江市五郎丸町11-24

〃 佐々木義徳 鯖江市五郎丸町18-12

〃 細川 龍雄 鯖江市定次町3-5

〃 窪田 定博 鯖江市柳町1-5-16

〃 窪田 匡志 鯖江市横江町1-3-18

〃 熊野 高士 鯖江市上河端町48-1

〃 竹澤 正宏 鯖江市長泉寺町1-1-16

〃 山本 進 鯖江市水落町2-4-5

〃 山本 和仁 鯖江市水落町3-1-15

監 事 齋藤 弘一 鯖江市舟津町4-11-14

〃 石田 幸雄 鯖江市日の出町14-20

令和元年七月十六日印
令和元年七月十六日發

刷 行

発行人 一九一〇一八五八〇
印刷人 一九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一號 福井県
福井県福井市文京二丁目十九一二十 高桑印刷(株)

電話六三三三三番